

食品リサイクル法に基づく基本方針の一部見直し等について



令和6年1月
農林水産省

食品リサイクル制度に対する意見（諮問時の論点）



2050年カーボンニュートラル社会の実現に向けて、再生可能エネルギー等に関する規制等を総点検するために内閣府特命担当大臣（規制改革）の下に設置された「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」において、主に以下の意見があったところ。

どのように基本方針に反映されるべきか、ご議論いただきたい。

- **CO2排出削減の観点から「エネルギー利用の推進」、「焼却・埋立の削減」、「社員食堂等からの食品廃棄物削減」の重要性を明らかにするべき**
- **学校給食等（食品関連事業者※以外の者）についても、食品リサイクル法のメリット措置（廃棄物の収集運搬のための市町村許可不要）の対象とするべき**

※食品関連事業者

- ①食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者
- ②飲食店業その他食事の提供を伴う事業として政令で定めるものを行う者
（沿海旅客海運業、内陸水運業、結婚式場業、旅館業）

基本方針の一部見直し等の審議経過



食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号） 抜粋

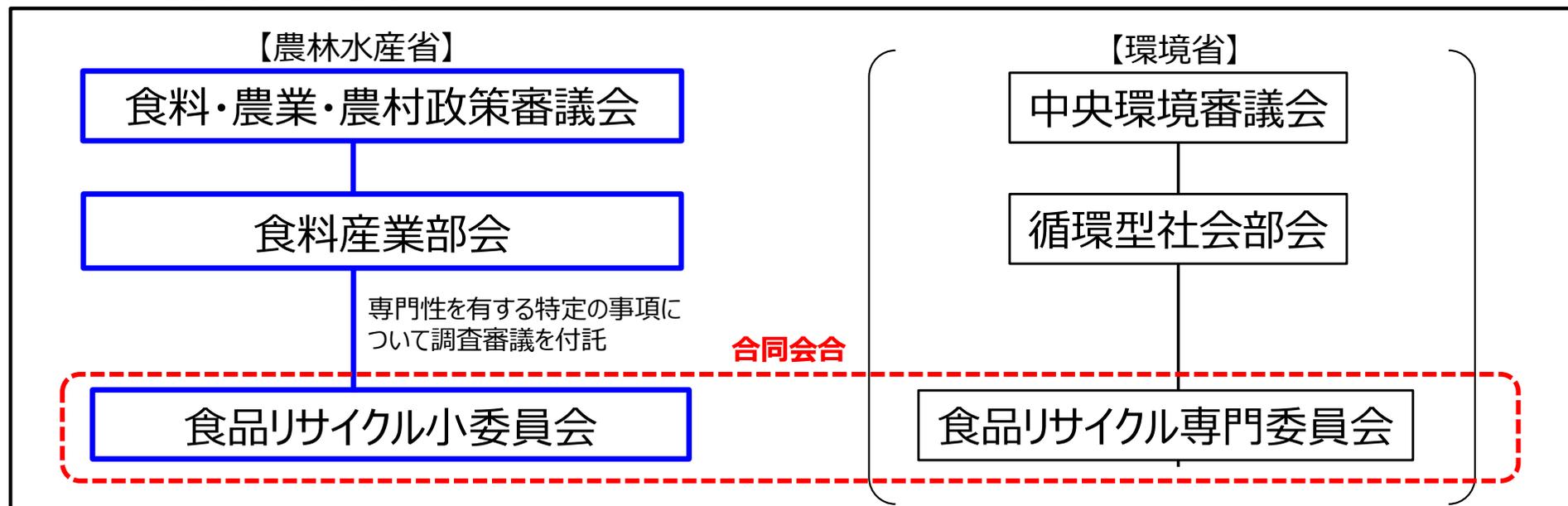
第二章 基本方針等

（基本方針）

第三条

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを改定しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

<食品リサイクル小委員会の位置付け>

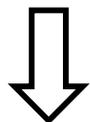


<合同会合開催実績>

○令和4年9月2日 食料産業部会において、食品リサイクル法基本方針の改定を諮問

○令和4年9月27日～令和5年12月19日

4回開催（R4/9/27、R5/9/22、10/27、12/19）



○令和6年1月24日 食料産業部会において、食品リサイクル法基本方針の一部改定を審議

食品リサイクル合同会合委員名簿



食料・農業・農村政策審議会専門委員名簿 (食料産業部会食品リサイクル小委員会) 10名

- 有元伸一 (一社) 日本フランチャイズチェーン協会環境委員会委員長
(株)ローソンSDGs推進室長
- 稲吉克仁 (有) マルミファーム代表取締役社長
- 入江満美 東京農業大学国際食料情報学部准教授
- 神戸達也 日本チェーンストア協会環境委員会委員
(株)ヤオコー執行役員レジスティック推進部長兼CSO
- 崎田裕子 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会会長
- 高木邦子 日経BP社 日経ESGシニアエディター
- 高取幸子 (一財) 食品産業センターサステナビリティ委員会
(味の素(株)執行理事サステナビリティ推進部長)
- 田村清敏 (一社) 日本フードサービス協会理事・事務局長
- 遠山忠宏 (株)開成代表取締役
- 渡辺達朗 専修大学商学部教授 【座長】

(敬称略・五十音順)

(※)食品リサイクル小委員と重複する委員(5名)

中央環境審議会委員名簿 (循環型社会部会食品リサイクル専門委員会) 15名

- ※有元伸一 (一社) 日本フランチャイズチェーン協会環境委員会委員長
- 五十嵐和代 (一社) 日本環境保全協会理事
- 石川雅紀 叡啓大学ソーシャルシステムデザイン学部特任教授 【座長】
- 犬伏和之 東京農業大学応用生物科学部教授
- 大橋禎恵 全国知事会 (栃木県環境森林部資源循環推進課長)
- 金澤貞幸 (公社) 全国都市清掃会議専務理事
- ※神戸達也 日本チェーンストア協会環境委員会委員
(株)ヤオコー執行役員レジスティック推進部長兼CSO
- 小林富雄 日本女子大学家政学部家政経済学科教授
- 酒井伸一 (公財) 京都高度技術研究所 副所長
- ※崎田裕子 ジャーナリスト・環境カウンセラー
- ※高取幸子 (一財) 食品産業センターサステナビリティ委員会
(味の素(株)執行理事サステナビリティ推進部長)
- ※田村清敏 (一社) 日本フードサービス協会理事・事務局長
- 濱田博 (一社) 全国食品リサイクル連合会会長
- 堀尾正韌 東京農工大学名誉教授
(一社) 共生エネルギー社会実装研究所理事長
- 山田久 (一社) 全国清掃事業連合会専務理事

(敬称略・五十音順)

1-1. 基本方針への明記－「エネルギー利用の推進」－

- CO₂排出削減の観点から「**エネルギー利用の推進**」、「焼却・埋立の削減」、「社員食堂等からの食品廃棄物削減」の重要性を明らかにするべき

合同会合による審議結果

- 政府は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言。近年、カーボンニュートラルの実現に向けた取組が促進されており、「食料・農林水産業」も重要分野の一つとして位置付けられており、カーボンニュートラルを推進する上で食品のエネルギー利用の推進の必要性が求められている。
- 一方で、現行の食品循環資源の再生利用等の手法に関する優先順位は、食品循環資源の有する成分や熱量（カロリー）の有効利用の観点から定められているため、カーボンニュートラル実現の観点を踏まえる場合でも、**基本方針で定める優先順位を維持した上で、「エネルギー利用の推進」も含めた再生利用の推進がカーボンニュートラル実現の観点から重要であることを明記**する。
- メタン化事業により得られたエネルギーを対象としたリサイクルループ計画については、引き続き認定を可能としない。

1-2. 基本方針への明記－「焼却・埋立の削減目標」－

- CO₂排出削減の観点から「エネルギー利用の推進」、「**焼却・埋立の削減**」、「社員食堂等からの食品廃棄物削減」の重要性を明らかにするべき

合同会合による審議結果

- 食品リサイクル法の目的は、食品リサイクルの促進であることから、再生利用等実施率に関する目標を定めている。再生利用等を実施していない食品廃棄物等は、おおむね焼却・埋立がなされているものであり、再生利用等実施率の目標を定めることで「焼却・埋立の削減目標」は自動的に定まる。
- 一方、「焼却・埋立の削減目標」をあえて明示し、再生利用等を実施していない食品廃棄物の存在を認識することで、再生利用等実施率を高めようとする意識がより働くようにするという側面も重要。
- **再生利用等をより推進するために「焼却・埋立の削減目標」についても、参考値として明記**する。

1-3. 基本方針への明記－「社員食堂等からの食品廃棄物の削減の重要性」－



- CO₂排出削減の観点から「エネルギー利用の推進」、「焼却・埋立の削減」、「**社員食堂等からの食品廃棄物削減**」の重要性を明らかにするべき

合同会合による審議結果

- 学校給食用施設、直営の社員食堂等において、自ら食品廃棄物を発生させる者等、食品関連事業者以外の者についても、食品ロスの削減を含む食品循環資源の再生利用等に努める必要があるため、**持続可能な社会を構築していくためには社会全体での取組が重要であることを明記**する。

2. 食品関連事業者以外の者について、収集運搬の特例制度の適用の検討

- 学校給食等（食品関連事業者※以外の者）についても、食品リサイクル法のメリット措置（廃棄物の収集運搬のための市町村許可不要）の対象とするべき

※食品関連事業者

- ①食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者
- ②飲食店業その他食事の提供を伴う事業として政令で定めるものを行う者
（沿海旅客海運業、内陸水運業、結婚式場業、旅館業）

合同会合による審議結果

- 学校給食や社員食堂等から委託を受けて飲食店業その他食事の提供を伴う事業を営む食品関連事業者は、収集運搬の特例の利用が可能。個別に実態を把握し検討したところ、学校給食等は食品関連事業者に委託をしている場合が大半。また、物流・倉庫業からの食品廃棄物については、一般的に食品関連事業者にその所有権があり、食品関連事業者が廃棄処理を委託する場合が大半であり、廃棄物処理法の特例の利用が可能。
- これらの者を食品リサイクル法上の食品関連事業者として取り組むべき措置等の履行を求めてまで特例制度の対象とはしない。
 - ⇒ 本件を踏まえ、改めて食品関連事業者に対し、登録再生利用事業者制度における食品リサイクル法上の特例について周知を実施済（環境省は各都道府県・市町村廃棄物行政主管部（局）に対し、同様の周知を実施済）



基本方針の改定（案）

冒頭部分

- ・ 生産資材の国内資源への代替転換の推進に資する食品循環資源の再生利用等の取組について一層の促進を記載 【資料2、2頁】
- ・ 食品循環資源の再生利用等を通じて、温室効果ガスの排出削減の貢献について記載 【資料2、2頁】

1. 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向

- ・ 社員食堂等など食品関連事業者以外からの食品廃棄物削減の重要性について明記 【資料2、4頁】
- ・ エネルギー利用の推進も含めた食品循環資源の再生利用の促進を通じてカーボンニュートラルへの貢献が重要であることについて明記 【資料2、6頁】

2. 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標

- ・ 焼却・埋立て等の目標について参考値として明記 【資料2、10頁】



時 期	事 項
令和6年 1月24日 年度内 令和6年 4月以降	<ul style="list-style-type: none">○ 食料・農業・農村政策審議会食料産業部会で審議(答申)○ 中央環境審議会循環型社会部会で審議(答申) <p style="text-align: center;">基本方針の改定・公布(告示)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 5年に一度の基本方針の見直しについて、食料・農業・農村審議会食料産業部会で審議開始(予定)

(参考資料)

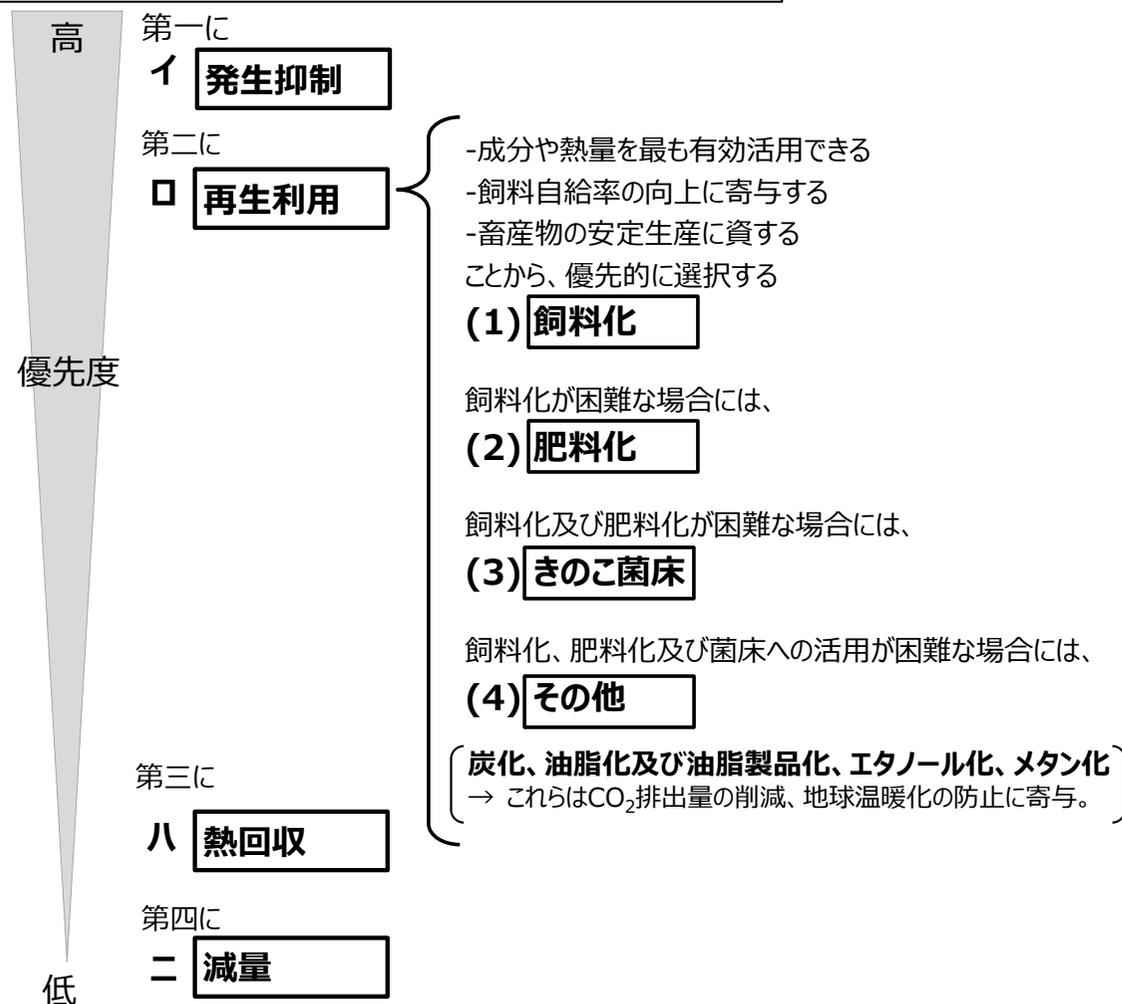
合同会合における審議内容の概要



1-1. 基本方針への明記－「エネルギー利用の推進」－

- 現行の食品循環資源の再生利用等の手法に関する優先順位は、**食品循環資源の有する成分や熱量（カロリー）の有効利用**の観点から定められており、**最も有効に活用できるし飼料化及び肥料化を優先的に選択することが重要**。
- メタン化によりCO2排出量が削減される場合もあるのみならず、炭化やエタノール化、さらには飼料化や肥料化においてもCO2排出量が削減される場合もあることや、再生利用の個別の事業内容次第でCO2排出量が大きく変動することを踏まえると、**再生利用手法のみをもってその優劣をCO2排出量の観点から一律に判断することはできない**。

【基本方針における再生利用等の優先順位】



【GHG排出量に関する現状把握】

- 論文A： **飼料化の代替効果によるGHG削減効果が大きい**反面、乾燥プロセスで多くのエネルギーを消費していた。
- 論文B： **環境負荷が最も小さい利用方法は飼料化**。次いで**堆肥化、メタン化、油脂・油脂製品化**、焼却。
- 論文C： 食品循環資源由来の**乾燥飼料**を利用した豚肉生産システムが、配合飼料を利用したシステムに比べてGHG排出量を**増加**する場合がある。**リキッド飼料**を利用した場合は**GHG排出量は減少**している。
- 論文D： **リキッド飼料化**は、堆肥化、焼却処理に比べて**GHG排出量が低い**技術である。
- 論文E： **最も影響の小さいのはメタン発酵シナリオ**であった。メタン発酵過程を含むシナリオは他と比べて**環境の影響が低く**、食品残渣の中間処理として**メタン発酵過程を用いることは環境負荷低減に貢献できる**ものであることが分かった。
- 論文F： **バイオガス化の正味GHG排出量は負値**を示し、GHG削減に**有効な再資源化手法**であることが確認されている。食品循環資源の**メタン発酵**は自治体の廃棄物部門由来の**GHG削減に大きく貢献**しうる再資源化政策といえる。

(参考) メタン化事業により得られたエネルギーを対象としたリサイクル・ループ計画の検討

○ 既に肥飼料化が定着している食品循環資源までもメタン化に切り替えられ、**基本方針に掲げる再生利用手法の優先順位と整合性がとれなくなるおそれがあること**、また、**メタン化事業により発生する副産物がリサイクル・ループで液肥として利用されない場合には、それらをリサイクル・ループの外で廃棄物として適正処理する必要があることから、引き続き認定を可能としないことが適当。**

リサイクルループ計画の認定

- 食品リサイクル法では食品関連事業者(ア)は、リサイクル事業者(イ)、農林漁業者等(ウ)と共同して、
- ① リサイクル事業により得られた**特定肥飼料等** (※1) の利用
 - ② その肥飼料等を利用して生産された**特定農畜水産物等** (※2) の利用
- に関する計画(リサイクルループ計画)を作成し、認定を受けることができる仕組みを措置。【法第19条】

【根拠法令】

※1 法第11条・政令第2条「**特定肥飼料等**」

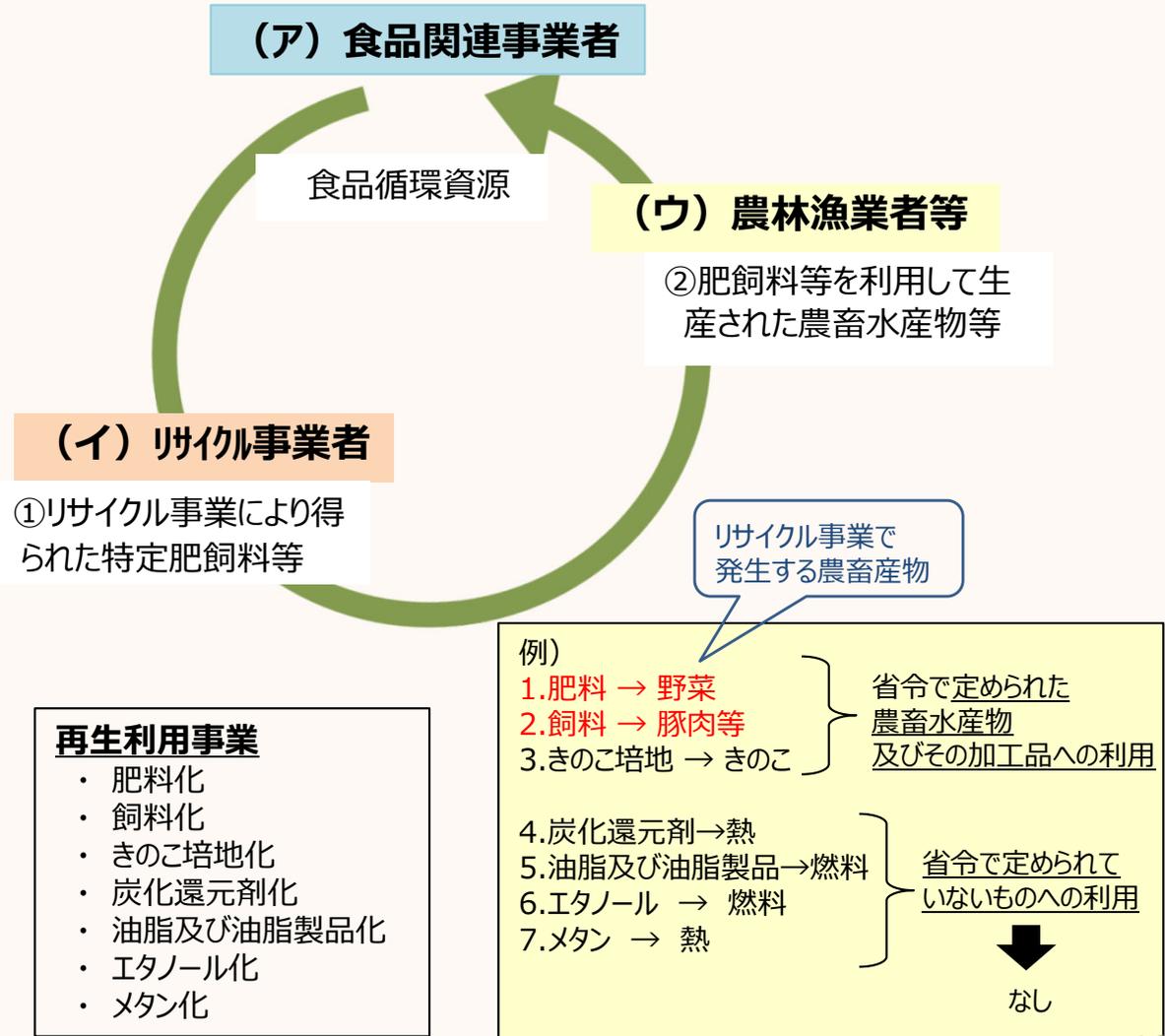
- 1 肥料 2 飼料 3 きのご培地
4 炭化還元剤 5 油脂及び油脂製品 6 エタノール 7 メタン

※2 省令第4条「**特定農畜水産物等**」

法第19条第1項の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 **特定肥飼料等の利用により生産された農畜水産物**
- 二 **前号に掲げる農畜水産物を原料又は材料として製造され、又は加工された食品であって、当該食品の原料又は材料として使用される農畜水産物に占める前号に掲げる農畜水産物の重量の割合が五十パーセント以上のもの**

リサイクルループ計画のイメージ



1-2. 基本方針への明記－「焼却・埋立の削減目標」－



○ 食品リサイクル法の目的は、**食品リサイクルの促進であることから、再生利用等実施率に関する目標を設定。**

令和3年度

(単位：万t)

業種	食品廃棄物等の年間発生量												発生抑制量	
	計	再生利用	(用途別仕向先)							熱回収	減量	再生利用以外※		焼却・埋立等
			飼料	肥料	メタン	油脂及び油脂製品	炭化して製造される燃料及び還元剤	きのこ類の栽培のために使用される固形状の培地	エタノール					
食品製造業	1,386	1,097	864	156	40	29	3	4	0	47	178	30	35	268
食品卸売業	22	13	4	6	1	2	0	0	-	0	1	2	6	3
食品小売業	114	45	17	13	4	10	1	0	0	0	1	0	69	39
外食産業	148	33	17	9	1	5	0	-	0	0	1	0	114	28
食品産業計	1,670	1,187	902	185	45	47	4	4	0	47	181	32	223	338

四捨五入の関係で、数字の合計が一致しないことがある。

※セメント原料等への利用

再生利用等の実施率に関する目標

- ・食品製造業 95%
- ・食品卸売業 75%
- ・食品小売業 60%
- ・外食産業 50%

- ・食品製造業 約 5%
- ・食品卸売業 約25%
- ・食品小売業 約40%
- ・外食産業 約50%

再生利用等実施率の算出式

$$\text{再生利用等実施率} = \frac{\text{発生抑制量} + \text{再生利用量} + \text{熱回収量} \times 0.95 \text{※} + \text{減少量}}{\text{発生抑制量} + \text{発生量}}$$

(※) 食品廃棄物残さ(灰分)を除いたものに相当する率

1-3. 基本方針への明記－「社員食堂等からの食品廃棄物の削減の重要性」－



食品リサイクル小委員会（令和4年9月）資料

（現状）

- 食品リサイクル法では、食品関連事業者に対して以下を措置
 - ・ 食品循環資源の再生利用等に取り組むべきこととされ、それに関し、主務大臣による指導、助言の対象となるとともに、
 - ・ 食品廃棄物等が年100トン以上の場合は、毎年度、その発生量や再生利用等の状況に関し主務大臣に報告し、主務大臣による勧告、命令の対象となる。
- このような法令上の義務の対象となる「食品関連事業者」以外の事業者及び消費者においても、食品廃棄物の発生抑制及び食品循環資源の再生利用の促進に努めなければならないこととされている。

（検討の方向性・留意事項等）

- 基本方針において、食品関連事業者以外の主体も再生利用等に努める必要があることを更に強調するため、**持続可能な社会を構築していくためには社会全体での取り組みが重要である旨を重ねて記載してはどうか。**

＜食品リサイクル法（抜粋）＞

（定義）

第二条（略）

4 この法律において「食品関連事業者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者
- 二 飲食店業その他食事の提供を伴う事業として政令で定めるものを行う者

＜食品リサイクル法施行令（抜粋）＞

（食事の提供を伴う事業）

第一条 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第四項第二号の政令で定める事業は、次のとおりとする。

- 一 沿海旅客海運業
- 二 内陸水運業
- 三 結婚式場業
- 四 旅館業

＜基本方針（抜粋）＞

- 一 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向
- 2 関係者の取組の方向
- ニ 食品関連事業者以外の食品廃棄物等を発生させる者
学校給食用調理施設、直営の社員食堂等において自ら食品廃棄物等を発生させる者、百貨店業を営む者、ビルの所有者等テナントとして入居する事業者が発生させる食品廃棄物等を管理する商業施設の設置者等の食品関連事業者以外の者においても、この食品関連事業者の取組に準じて、食品ロスの削減を含む食品循環資源の再生利用等を促進するよう努めるものとする。

2. 食品関連事業者以外の者について、収集運搬の特例制度の適用の検討

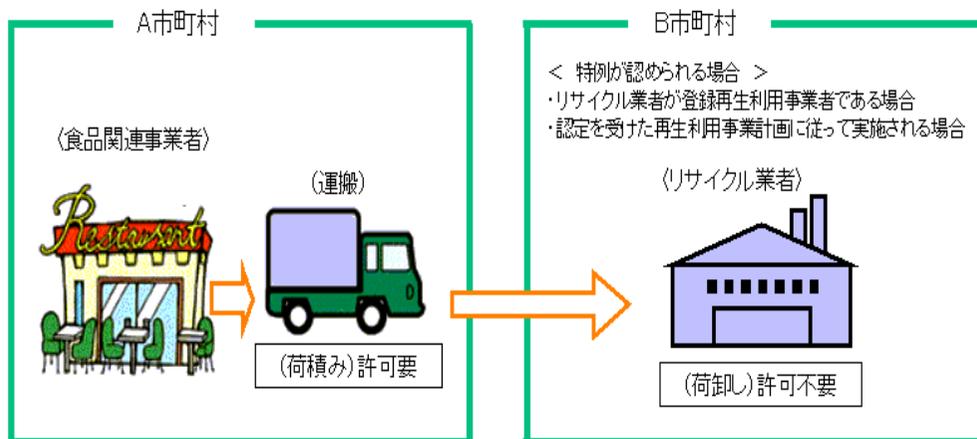
- **食品関連事業者**は、その事業活動に伴い、**食品廃棄物等を恒常的、かつ、一定量発生**させることから、食品循環資源の再生利用等を推進する上でその位置づけは重要。
- このため、**食品関連事業者の範囲は、食品循環資源の再生利用等の実施の必要性が高いものに限定**。

登録再生利用事業者に係る 特例制度

○ 廃棄物処理法の特例

荷卸しに係る一般廃棄物の収集運搬業の許可不要

一般廃棄物収集運搬業者は、荷卸し地の廃棄物処理法の許可を得なくとも、**食品関連事業者**の委託を受けて、廃棄物処理法の運搬の許可を受けた市町村の区域から、当該地域外のリサイクル事業者（登録再生利用事業者）への食品循環資源の運搬を業として行うことができる



食品関連事業者

○ 食品関連事業者は、その事業活動に伴い、食品廃棄物等を恒常的、かつ、一定量発生させることから、食品循環資源の再生利用等を推進する上でその位置付けは大きく重要といえる。

○ **食品関連事業者の範囲については食品循環資源の再生利用等の実施の必要性が高いものに限定**

食品関連事業者とは、

- 食品の**製造、加工、卸売**又は**小売**を業として行う者
【法2条第4項第1号】
- **飲食店業**その他「食事の提供を伴う事業」として
政令で定めるものを行う者
【法2条第4項第2号】

【沿海旅客海運業、内陸水運業、結婚式場業、旅館業】

【政令第1条】

2-1. 学校給食における食品循環資源の再生利用①（実態把握）

- **給食事業者が学校給食の運営を委託する場合**は、給食事業者は食品リサイクル法の食品関連事業者である飲食店業に該当するため、**収集運搬の特例の利用が可能**。
- また、**市町村立の公立学校が収集運搬業者に運搬を委託する場合**、食品リサイクル法に基づく収集運搬の特例は利用できないが、**廃棄物処理法に基づく基準を満たした上で、市町村が一般廃棄物の収集運搬の委託を行う場合は、荷積み地、荷卸し地、双方の許可が例外限定的に不要**となる。

学校給食

食品廃棄物発生量（推計）※1	10～20万トン
（平成30年 給食実施学校数 対象児童等数	3万校 925万人

5～10
万トン

＜学校給食における食品循環資源の収集運搬に係る許可の取扱い＞

学校給食の形態	食品リサイクル法上の取扱	学校の種類	収集運搬業の許可	
			荷積み	荷卸し
給食事業者が学校給食の運営を委託	飲食店業として食品関連業者に該当	全ての学校	必要	不要 (廃棄物処理法の特例による)
学校が自ら学校給食を運営	食品関連業者に該当せず	市町村立	原則必要、ただし、例外限定的に、廃棄物処理法に基づく基準を満たした上で、市町村が一般廃棄物の収集運搬の委託を行う場合は、荷積み地、荷卸し地、双方の許可が不要※2	
		市町村立以外の公立及び私立	必要	

5～10
万トン

【参考】

学校（小・中・高）の割合（令和4年度）	
市町村立	82.5%
上記以外の公立及び私立	17.5%

事業系の食品廃棄物発生量 (令和3年度実績)	1,670万トン
うち外食産業	148万トン

※1 9,252,927人（給食実施児童等数）×18.9kg/年（1人当たり食品廃棄物発生量）=17.4万トン、調理の外部委託比率（公立）50.6%
出典）平成30年度学校給食実施状況調査（文部科学省）、平成25年度食品産業リサイクル状況等調査委託事業（農林水産省）

※2 市町村が一般廃棄物の収集運搬の委託を行う場合は、例外限定的に荷積み地、荷卸し地、双方の許可が不要（廃棄物処理法第6条の2第2項、同法施行令第4条、施行規則第2条第1項第1号）



2-1. 学校給食における食品循環資源の再生利用②（法制定時の考え方及び実態把握）

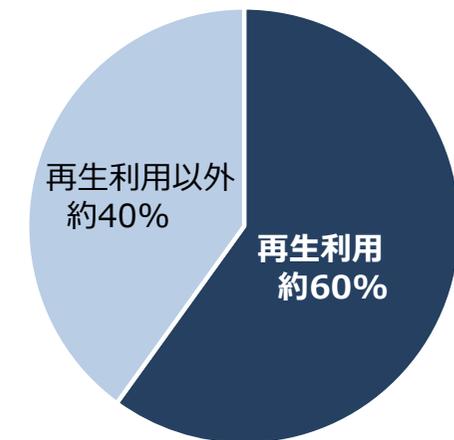
法制定時の考え方

- 法制定時において、**学校給食**については、**教育上の観点**から、自主的かつ積極的に、食品循環資源の再生利用等に取り組んでいる事情に鑑みて、**学校を本法による主務大臣の指導・監督の対象とするのではなく、児童・生徒の食品循環資源の再生利用等への理解を深めるための教育活動の一環として、その再生利用等の取組を推進することが適切であるとされている。**

教育活動の一環としての再生利用等の現状

- 環境省が平成27年に公表した**学校給食（小学校・中学校）からの食品循環資源の再生利用率は約6割**の調査結果となっている。
- 同調査では、**食育・環境教育の取組**として、「**食べ残しの削減を目的とした取組を行っている**」とする市区町村が**最も多い（約7割）**の結果となっている。
- また、食育の一環として、学校給食の食品循環資源を堆肥等として教材園等で使用し作物栽培を行い学校行事として食べる取組や、堆肥化施設や飼料化施設の施設見学を行っているとする回答があった。
- なお、現在、各学習指導要領にSDGsの17の目標を達成するための教育的アプローチである「**持続可能な開発のための教育(ESD)**」関連の記述が盛り込まれていることから、食品循環資源の再生利用等に係る取組は増えていると推測される。

学校給食からの
食品循環資源の再生利用率

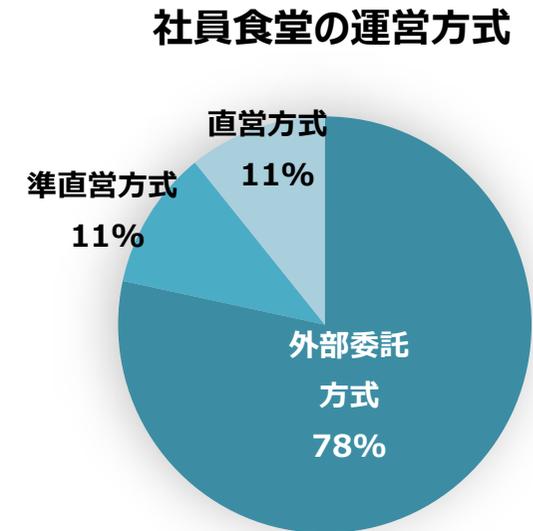


出典) 環境省公表「学校給食から発生する食品ロス等の状況に関する調査」(平成27年4月環境省公表)

2-2. 社員食堂における食品循環資源の再生利用（実態把握及び法制定時の考え方）

実態の把握

- 社員食堂の運営方式には、大きく分けて以下の3分類に区分される
 - ①外部委託方式
 - ②準直営方式（経営を別とする社員食堂の運営業務を担う子会社を設立）
 - ③直営方式
- 多くの食品廃棄物の発生が見込まれる大手企業の社員食堂の運営方式の大半は、①と②であり、この場合、社員食堂を運営する事業者は、食品リサイクル法における「飲食店業」に該当する。
このため、社食を製造する施設の大半は廃棄物処理法の特例の利用が可能。



令和5年 農林水産省外食・食文化課調べ n=37
(対象企業は社員数1,000名以上の企業)

法制定時の考え方

法制定時において、直営の社員食堂については、①本業の事業の一環としてではなく、従業員に対するサービスとして行われる社内の内部行為であること、②食品衛生法上も飲食店業の許可は要しないこととされ、規制対象の事業として扱われていないことから、罰則等の担保措置を設けてまで再生利用等の義務を課す「事業」として捉えるのは適切ではないとされている。

2-3. 物流・倉庫業における食品循環資源の再生利用（実態把握）

- 物流・倉庫業からの食品廃棄物については、一般的に食品関連事業者にその**所有権**があり、**食品関連事業者が廃棄処理を委託する**場合がほとんど。この場合、登録再生利用事業者制度及び再生利用事業計画認定制度では**廃棄物処理法の特例の利用が可能**。

■ 物流・倉庫業における食品廃棄物の取扱い

- ・ 食品を取扱っている大半の物流・倉庫業においては預かっている商品の**所有権は、荷主である食品製造業者や食品小売業者（食品関連事業者）**にある。
- ・ このため、仮に倉庫等で食品の廃棄が発生した場合、**収集・運搬業者に委託する場合の委託元は荷主である食品製造業者や食品小売業者（食品関連事業者）**となる。
- ・ なお、物流・倉庫業では、食品を含む商品はほぼ計画的に回転しており、**日常的に廃棄品は発生していないのが現状**。
- ・ もし仮に廃棄品が発生するとすれば、倉庫内で発生した事故品となるが、事故品が出ることは非常にまれなケース。

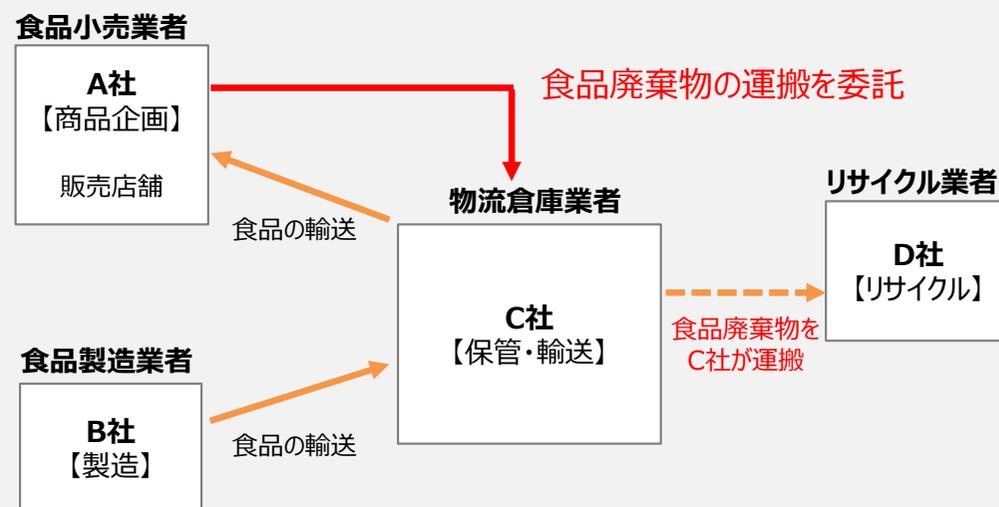
<要望例>

【背景】

リサイクル事業者が食品廃棄物の収集・運搬の特例制度において『**物流・倉庫業**』を対象とするよう要望。

【要望元の事業実態】

要望したリサイクル事業者が処理を担う廃棄物の事業実態を確認したところ、以下の通り。



【食品リサイクル法との関係】

要望があった本事例は、食品小売業者であるA社が物流倉庫業者C社に対して食品廃棄物の運搬を**委託**していたものであり、制度的には特例活用が可能。

2-4. 「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」の元の提案、実態把握

- 提案をした自治体では、老人ホーム等食品廃棄物等を発生させている事業者からの業種拡大の要望はないものの、**事務負担の軽減の観点から老人ホーム等を食品関連事業者の対象とすることで特例制度の適用を可能とすることを要望。**
- 提案元の自治体のリサイクル業者が食品循環資源を受け入れている**老人ホーム等へのヒアリング調査では、給食事業者に施設での運営を委託する老人ホーム等がほとんど**であった。
- 老人ホーム等の施設での給食では、施設利用者の体調・病状が一定でなく、食べ残しの抑制が困難な場合、感染性廃棄物が混在するおそれがあり、再生利用等に取り組むことが困難な場合がある。



〔リサイクル及び収集運搬業者の状況〕

- 大府市は、バイオマス産業都市構想に基づき、市内外の食品循環資源を市内の登録再生利用事業者が受け入れ、リサイクルを推進。
- **食品関連事業者でない者**の食品循環資源を市外から受け入れる場合は、**2年ごとに**、収集運搬業者に収集運搬許可（荷卸し）の**更新の手続き**が必要。
〔なお、食品関連事業者であれば、廃棄物処理法の一部の特例（一般廃棄物の収集運搬業許可（荷卸し）が不要）が認められる〕
- 環境意識の高まり等により、**老人ホーム等食品関連事業者以外からの食品循環資源の受け入れ相談が増加（年10～15件）し、許可事務の負担が増加。**

基本方針の一部見直し等の背景

- **エネルギー利用の推進に向けた食品リサイクル基本方針の一部改正**に関する検討を行うとする「**規制改革実施計画**」が閣議決定。(令和4年6月・令和5年6月閣議決定)
- 「**地方からの提案等に関する対応方針**」で、**審議会の意見を聴取した上で、食品関連事業者の対象範囲の拡大**について、食品リサイクル法**基本方針の改定等を行うとする閣議決定**。(令和3年12月・令和4年12月閣議決定)

○ 規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）（抜粋）

II 実施事項

5. 個別分野の取組 <グリーン分野>

(6) その他

事項名	規制改革の内容	実施時期
エネルギー利用の促進に向けた、食品リサイクル基本方針の一部改正	a 農林水産省は、次期食品リサイクル基本方針において、「エネルギー利用の推進」、「焼却・埋立の削減目標」、更には「社員食堂等からの食品廃棄物の削減の重要性」等を明記する方向で検討し、必要な措置を講ずる。 b 農林水産省は、「学校給食や社食を製造する施設」や「物流・倉庫業」等の食品関連事業者の者以外の者について、実態を把握した上で、収集運搬の特例制度の適用を検討し、結論を得る。 c 農林水産省は、「登録再生利用事業者制度」について、過去1年間に特定肥飼料等の製造・販売実績がない者も登録を受けることができるよう見直しを検討し、必要な措置を講ずる。	令和5年措置

○ 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）（抜粋）

5 義務付け・枠付けの見直し等

(11) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平12法116）

食品関連事業者（2条4項）の委託を受けて食品循環資源（同条3項）の収集又は運搬を業として行う場合に一般廃棄物処理業の許可を不要とする特例（21条）については、市区町村の許可に係る事務負担を軽減するため、食品関連事業者の対象範囲を拡大することについて、令和4年度中に食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴いた上で、令和5年中に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令元財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示1）の改定等を行う。

規制改革実施計画等への対応



規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）への対応

事項名	規制改革の内容	対応内容
エネルギー利用の促進に向けた、食品リサイクル基本方針の一部改正	a 農林水産省は、次期食品リサイクル基本方針において、「エネルギー利用の推進」、「焼却・埋立の削減目標」、更には「社員食堂等からの食品廃棄物の削減の重要性」等を明記する方向で検討し、必要な措置を講ずる。	<p>【エネルギー利用の推進】 「エネルギー利用の推進」としてカーボンニュートラル実現の観点から重要であることを基本方針に明記。</p> <p>【焼却・埋立の削減目標】 再生利用等をより推進するために「焼却・埋立の削減目標」についても、基本方針に明記。</p> <p>【社員食堂等からの食品廃棄物の削減の重要性】 社員食堂等、食品関連事業者以外の者からの食品廃棄物の削減の重要性についても、基本方針に明記。</p>
	b 農林水産省は、「学校給食や社食を製造する施設」や「物流・倉庫業」等の食品関連事業者の者以外の者について、実態を把握した上で、収集運搬の特例制度の適用を検討し、結論を得る。	「学校給食や社食を製造する施設」や「物流・倉庫業」については、そのほとんどが既に特例制度の活用が可能であること等から、食品関連事業者の者以外の者への特例制度の適用は行わない。
	c 農林水産省は、「登録再生利用事業者制度」について、過去1年間に特定肥飼料等の製造・販売実績がない者も登録を受けることができるよう見直しを検討し、必要な措置を講ずる。	一年実績が設定された経緯を踏まえつつ、登録再生利用事業者を育成する観点から、過去1年間に特定肥飼料等の製造・販売実績がない者も登録を受けることができるよう見直し。

「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定）への対応

事項名	規制改革の内容	対応内容
義務付け・枠付けの見直し等 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平12法116）	食品関連事業者（2条4項）の委託を受けて食品循環資源（同条3項）の収集又は運搬を業として行う場合に一般廃棄物処理業の許可を不要とする特例（21条）については、市区町村の許可に係る事務負担を軽減するため、食品関連事業者の対象範囲を拡大することについて、令和4年度中に食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴いた上で、令和5年中に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令元財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示1）の改定等を行う。[再掲]（関係府省：農林水産省）	「学校給食や社食を製造する施設」や「物流・倉庫業」については、そのほとんどが既に特例制度の活用が可能であること等から、食品関連事業者の者以外の者への特例制度の適用は行わない。